

東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日： 令和3年8月24日)

開催日及び場所		令和3年6月16日(水) 仙台合同庁舎A棟7階東北農政局会議室		
委員		大泉 裕一(公認会計士・税理士) 小野寺 義象(弁護士) 藤野 清光(ジャーナリスト)		
審議対象期間		令和3年1月1日～令和3年3月31日		
審議対象案件		331件 うち、1者応札案件 11件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		6件 うち、1者応札案件 2件 (抽出率 1.8%) (抽出率18.1%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 -%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	3件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			工事希望型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	業務	一般競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	公募型プロポーザル	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	物品・役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約 (企画競争・公募)	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約 (その他)	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	(特記事項)		なし。	

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	(詳細に記述すること。) 別紙のとおり。	(詳細に記述すること。) 別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし。 なし。	

事務局：

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

別 紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>< 工事編 ></p>	
<p>-----</p>	
<p>(国営施設応急対策事業 盛岡南部地区西部揚水機場ポンプ設備改修工事)</p>	
<p>20年前に当該施設のポンプ設備設置工事を受注した会社の1者応札となっている。当該業者が設備に詳しいのは分かるが、これで入札の公平性が確保されているのか。</p> <p>広く応募できるような資格設定にしていきたい。</p>	<p>広く門戸を解放し競争原理を働かせるようにしている。結果として1者応札になった。</p>
<p>他業者が不具合発生時のリスクを回避したことにより1者応札となったとの見解だが、改修工事に他業者が参入することは可能なのか。当初設置工事において、他の業者が対応できない独自の設計・仕様等はあるのか。</p>	<p>参入可能である。しかし、既設の設置工事を担当した業者がメンテナンスをしている場合もあり、門戸を開放し競争性を確保しているが、結果として有利に働くケースはある。</p>
<p>形式では「競争」が担保されているが実際にそうになっているかは疑問である。</p> <p>設備の全取替えでなければ新規業者の参入は難しいと思われるが、設備の全取替えは、どの程度の期間で行われるのか。</p>	<p>公共事業はどれもそうだと思うが、施設の老朽化に対応して即座に設備の総入れ替えを行うと更新費がかかる。そのため、政府では点検・修繕を行いながら長く使う長寿命化対策を進めている。ポンプ場の設備の総入れ替えは経費が大きくなることから、ポンプの耐用年数をベースとして、耐用年数の異なる操作盤等の部品の部分更新を行いながら延命化を図っている。</p>
<p>-----</p>	
<p>(羽鳥ダム管理事業 羽鳥ダム管理設備補修その他工事)</p>	

<p>季節によって工事費は変わるのか。夏の工事費が安いとすれば、何故冬場に工期設定しているのか。</p>	<p>冬季の工事は降雪がある場合、除雪経費が別途必要となる。</p> <p>しかし、5月から9月は農業用水を使用しているため水路やポンプ場等の工事はできない。そのため農業用水を使用しない時期に工期を設定することとなる。</p>
<p>第2回変更契約で工期が10月まで延びているが理由は何か。</p>	<p>堆積している土砂について現地確認の結果、除去が必要との判断に至ったが、水の利用が始まる5月までに全部除去することが困難であるため、必要最小限の部分について除去し、残りはかんがい期終了後に除去することとして工期を延長した。</p>
<p>管理用道路工事について、当初は路肩崩壊のみ対応しており、最終的には重機を通行させるため追加で砂利を敷いているが、当初は重機を通行させないで工事する予定だったのか。</p>	<p>重機の通行は最初から考えていたが、工事費を算定する際に行った調査で、崩壊箇所の修復は必要であるが、路面の敷砂利までは必要ないと判断し発注した。</p> <p>しかし、発注後受注者から重機を通すには地盤の強度が足りないとの指摘があり、検討の結果、敷砂利を追加することとした。</p>
<p>ダムの堆積土砂除去について、最初から見込んでいなかったのか。それとも堆積量が予想より多く費用がかかったのか。</p> <p>通常考えれば堆積量ゼロということはないと思うが、今回は見込んでなかったということか。洪水等があれば事情が違ふと思うが、堆積土砂の除去は通常どのくらいの頻度で行うのか。</p> <p>ここは10年以上経過しているのか。</p> <p>そうであれば土砂の堆積は予見できたのではないか。</p> <p>今後は気をつけていただきたい。</p>	<p>ダムの水位を下げたことにより堆積している事が分かった。発注時点では堆積土砂の除去は考えておらず、工期の途中で追加した。</p> <p>10年以上の間隔で除去している。</p> <p>経過していると思う。</p> <p>20年位前に湧水になり底の方から取水しなければならなくなったため、急遽土砂を撤去したことがある。</p> <p>承知した。</p>

<p>(赤川二期農業水利事業 東1号幹線用水路他補修(その2)工事)</p>	
<p>下請けに入っている会社が2者あり、変更増12百万円、総額で40百万円となるが、注入用コンクリート等の資材の必要量が増えたため元請けの契約金額も増えているということか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>追加前と追加後の工事内容は同じだが、数量が増えた場合、単価は同じか、追加分は割増しとなるのか。</p> <p>変更で契約金額が当初契約の1.5倍となっているが、今の技術からすれば、入札前の調査により追加工事となった分も含めた精度の高い予測ができるのではないか。</p>	<p>単価については追加分も同じ。</p> <p>精度を高めるには別途、調査経費と時間が必要となる。本工事は緊急性もあるため一定の技術的水準で見通し、必要と判断したエリアで発注し、早期の完成を目指したが、施工しながら状態を確認し、結果とし施工エリアを拡大せざるを得ず変更で増額となった。</p> <p>事前調査にどの程度の予算が使えるかを含め、緊急度合いと共に総合的に判断する必要がある。</p> <p>結果的に契約金額が1.5倍となったが、当初の考え方は「精度の高いものを時間をかけて設計するよりは、今回は緊急性もあり早く一定の見通しを立てて発注した」ということである。</p>
<p>結果的には書類だけ見ると、特に下流側が変更部分が多く4倍位になっている。仕方がない事かもしれないが後から見ると大幅な変更はあまりよくないと思うので、同様のケースはできるだけ減らしていただきたい。</p>	<p>下流側については、山の下ということもあり、範囲を予想することは容易ではなかったが、御指摘の点については、今後の発注の際に注意して参りたい。</p>

<p><測量・建設コンサルタント等業務編></p>	
<p>(国営造成施設ストックマネジメント推進事業 鳴瀬川地区桑折江幹線用水路他機能診断調査業務)</p>	
<p>用水路は全部で何本か。</p> <p>同じ頃に作られているのに何故7本でやめたのか。</p>	<p>全部で11本である。</p> <p>順番に機能診断を行っており、他の4本は既に終わっている。</p>
<p>最初の見積は4路線だけとなっている。</p> <p>追加された残り3路線は緊急性が高まったということか。</p>	<p>改良区・管理組合・協議会から漏水があるとして要請のあったものが4路線であり、予算も踏まえ当初計画とし発注した。</p> <p>発注後、改良区等から全路線の機能診断を行いたいとの要望が出され、国としても必要であるとの判断があったため、全体予算を見極め追加したものである。</p>
<p>(旭川農業水利事業 あいののダム技術協力業務)</p>	
<p>建設コンサルタント業務で出ているが、当然この後工事契約が出てくると思うが工事も随意契約となるのか。</p> <p>そうすると、この段階でのコンサル業務の随意契約をどのように結ぶのかは慎重にやらなければならないがどのように判断しているのか。</p> <p>ゼネコンは沢山あるが何故この1者なのか。</p> <p>場合によっては、大きい工事の随意契約が取ればコンサル料は安くしてもいいという考えも出てくるが、それについてどう考えるのか。</p>	<p>そのとおり。</p> <p>公示した項目について複数のゼネコンから出された技術提案内容について学識識者を含めた委員会の中で議論し、業者にヒアリングもしながら評点化し、最終的に3月に最も評点の高い1者を特定した。</p> <p>コンサルの他に工事についても見積書を提出してもらい、価格の正当性を確保している。</p>

見積金額の妥当性はどう判断するのか。

一旦ダム工事の契約者になれば付随して発生した追加工事もそこに頼むしかないという形か。

こういう契約をする場合、業務について抽出して妥当性を判断するだけでなく、妥当な形になるのか、問題があればどこで担保を加えるのか、どこで点検を受けるのか等、将来全体まで見据えた上で発注しないと。最初だけクリアしてしまえばあとはずっと随意契約という形になってしまうのでは。技術的な点ではいいと思うが、やり方によっては非常に問題があるという気がする。

「参考金額」はどういう仕組みか。業者の提示価格を参考にするのであれば業者の主張内容が反映された金額が出るのではないか。

技術的な問題として必要なものだということはわかる。ただ、入札ではないのでこういう場合はそこだけが先行してチェックがないまま進むのではなく、より

基本的な部分については当方も設計し概算額を算定したうえで公示の際に参考金額として提示している。

さらに、提案書と同時に参加者から積算した工事金額を提出していただき、全体の中央値という基準で概算額を決定し、参考金額を再提示する。

今回の業務は随意契約であるが、落札者はその先の工事の「優先交渉権者」という位置づけになる。

相手の見積金額が高く折り合わなければ「優先交渉権者」の地位を外れ次点の者が繰り上がる仕組みとなっており、見積額の妥当性は確保されている。

別件での発注が難しい場合はそのようになる。

見積合わせを行った上で契約先として特定するため、契約額の妥当性は確保されている。さらに技術力も確保している仕組みになっていることをご理解いただきたい。

最初に当方で原案として持っている基本設計で積算したものを参考として示す。先方（複数者）から技術提案とともに参考金額を踏まえた金額提示があり、それを踏まえ中央値、基準に基づき設定した金額を妥当な参考金額として再度示すこととなる。

今回の技術協力業務は ECI（アーリー・コントラクター・インボルブメント）方式と呼ばれるもので、近年新しい契約方式として国土交通省等が取り組み始め

<p>一層点検体制がきっちり入るような形にしないと公正さに疑いが出てくる可能性があると感じるので検討していただきたい。</p>	<p>たものである。 委員のご指摘・ご懸念を踏まえ、今後の契約の際は、公正性に疑いが生じないよう進めて参りたい。</p>
<p>本業務の受注者である会社が、今後の工事の「優先交渉権者」となるとのことだが、関連する「あいののダム実施設計（その5）業務」の受注者である会社（1者応札者）と関係はあるのか。</p> <p>今回たまたまこの様な組み合わせになったということか。</p>	<p>両者に一般的な関係はない。</p> <p>そのとおり。</p>
<p>当業務は、金額よりも技術の内容を優先して選定していると思うが、技術提案はどの様に点数化しているのか。誰が選んでいるのか。</p>	<p>技術課題毎に評価基準を設け、提案毎に点数を付け評価委員会で決定するが、その後、学識経験者の確認を受け最終的に評価の高いものから順位付けする。</p>
<p>今回の見積合わせは10回まで行っているが、「ここまで下げて」とか相手と交渉したりするのか。</p>	<p>相手と交渉することはなく、予定価格と見積額の差の程度を勘案し見積執行を続けたものである。</p>
<p>関連工事については基本的に土を盛る工事か。</p> <p>元からの土と似たような土でないとうまく馴染まないとかいうことはあるのか。</p> <p>ダムと聞くとコンクリートのイメージがあるが、あれは一部分でほとんどは土を盛っているのか。</p>	<p>そのとおり。</p> <p>馴染まないことはある。そういったことも含め、どの様な盛土施工が適切かという技術提案を受けている。</p> <p>ダムとしてはコンクリート造のものが多いが、農林水産省では土を盛って堤体を越流させないようにするタイプのダムが多い。</p>
<p>< 物品・役務編 ></p>	

<p>(令和2年度農業基盤情報基礎調査電子化業務)</p>	
<p>3月に納品された成果品はきちんとしたものか。</p> <p>予定価格の1/2で落札してもきちんとしたものが出来るというのは、企業努力を考慮しても、予定価格の設定がどうなのかという気がするが。</p>	<p>きちんと使えるものである。</p> <p>低入札価格調査において、直接業務費（作業経費の積上げ）については、当方の積算した数字と業者の数字はほぼ一致しており、適切なものと判断できる。</p>
<p>予定価格1千万円に対し作業に必要な直接業務費については幾ら位になるのか。</p> <p>受注者はほかの間接経費を百万円しか見積もっていないということか。</p> <p>結果的に、人繰りに余裕があったので低価格で入札した、従業員に過重な負担を強いたわけではないということであればよいが、落札価格と予定価格との乖離が大きいパターンが多いようで、早期に発注すれば競争原理が働いて差が縮まってくるかと思うのでそうしていただければと思う。</p>	<p>4百万円位である。</p> <p>そのとおり。</p> <p>承知した。</p>